平成２８年（フ）第１６２号
神戸市兵庫区浜中町２丁目３番２―301号
債務者　境脇　挙二
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２号
京都市伏見区横大路一本木46番地２　ボヌール・シャンブルⅢ301号
債務者　粟津　和博
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２３号
京都市伏見区横大路一本木46番地２　ボヌール・シャンブルⅢ301号
債務者　粟津　夕香
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０５号
山口県周南市大字大河内778番地の14　市営勝間住宅Ａ棟402号
債務者　村本久美子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第８号
山口県光市室積４丁目10番１号　後藤アパート２Ｆ東、前住所山口県熊毛郡上関町大字長島301番地
債務者　梶本富美雄
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１２号
神奈川県横須賀市長井５丁目16番７号
債務者　秋田　明子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１６号
神奈川県横須賀市望洋台14番２号　ウッドベル衣笠102
債務者　江畠　智代
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１９号
神奈川県横須賀市根岸町５丁目12番19号　ハイムコイソＣ―101
債務者　田仲　淑夫
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１０号
青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館字川原田87番地１　前田アパート２号
債務者　貝森　寿夫
1　決定年月日時　平成28年３月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第８号
神奈川県三浦市天神町７番11号　クアーズビル202
債務者　山下　恭司
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第１９９６号
名古屋市中区千代田３丁目８番10号　万長ビル305号
債務者　山本裕一郎
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９９７号
名古屋市中区千代田３丁目８番10号　万長ビル305号
債務者　山本　智美
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７０号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅７棟809号
債務者　竹村　仁孝
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８５号
名古屋市中村区上石川町５丁目19番地　ＲＸ岩塚106、従前の住所愛知県東海市高横須賀町北屋敷18番地の８
債務者　佐治　泰宏
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６４号
名古屋市天白区大根町75番地　おおね荘13棟206号
債務者　高木　純二
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５１１号
東京都八王子市明神町１丁目22―13―505
債務者　和田　　勉
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１５１７号
東京都墨田区東向島６丁目25―６
債務者　菊地　眞一
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部